

自動継続期日指定定期預金規定

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは一口100円以上とします。通帳式での預入れの場合は必ず通帳を持参してください。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳式の場合は当該受入れの記載を取消したうえ、証書式の場合は証書と引換えに、当店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - a. 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率
 - b. 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」という。)
- (2) 継続後の預金の利息についても前記(1)と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を後記13.(1)により満期日前に解約する場合、および後記13.(5)により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - a. 1か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b. 1か月以上6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - c. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - d. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - e. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - f. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - g. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ①満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（後記（2）により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

(2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

(3) 継続停止の申出がない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前記（2）により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前記（1）の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

(1) この条項は、個人のお客さまの預金取引に適用されます。

(2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(3) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(4) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記（2）および（3）と同様に当店に届出てください。

(5) 前記（2）から（4）までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。

(6) 前記（2）から（5）までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された証書・通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記9.により補てんを請求することができます。

9. (盗難証書・通帳による払戻し等)

(1) この条項は、個人のお客さまの預金取引に適用されます。

(2) 盗取された証書・通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下「当該払戻し」という。）については、次の①から③のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①証書・通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

②当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(3) 前記（2）の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を前記（2）にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当

する金額を補てんするものとしします。

- (4) 前記(2)から(3)の規定は、前記(2)にかかる当組合への通知が、この証書・通帳が盗取された日(証書・通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書・通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとしします。
- (5) 前記(3)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - ア. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - イ. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - ウ. 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②証書・通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (6) 当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(2)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (7) 当組合が前記(3)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (8) 当組合が前記(3)の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書・通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとしします。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および証書・通帳は、譲渡・質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記13.(5)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとしします。

12. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとしします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとしします。

13. (解約、書替継続等)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳式の場合は当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、また証書式の場合は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。
- (3) この預金の一部について解約または書替継続するときも前記(2)と同様とします。
- (4) 次の①から④までの一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が前記10.(1)に違反した場合
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 前記(4)のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- ア. 暴力団員等が経を支配していると認められる関係を有すること
- イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- エ. 暴力団員等に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- ア. 暴力的な要求行為
- イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- オ. その他前各号に準ずる行為

14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きは、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳式の場合は当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、また証書式の場合は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場

合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができものとします。

(3) 相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については、当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限る。）

③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限る。）

a. 公告の対象となる預金であるかの該当性

b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと

⑤預金者等からの残高の確認があったこと（ATMによる残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限る。）、残高証明書発行依頼のあったもの。）

⑥預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（ただし、店頭にて氏名変更及び住所変更の申し出があったものに限る。）

⑦総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①前記16. に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限る。）

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合、当該事由が生じた期間の満期日
 - a. 平成31年3月10日午前7時以降に引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）。ただし、平成31年3月10日午前7時以前については、当該事由が生じた日
 - b. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限る。）
 - c. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」という。）の対象となっている場合に限る。）
 - i. 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ii. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - d. 平成31年3月10日午前7時以降に預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。ただし、平成31年3月10日午前7時以前については、当該事由が生じた日
 - e. 預金者等からの残高の確認があったこと（ATMによる残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限り。）、残高証明書発行依頼のあったもの。）
 - f. 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - g. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動が生じたこと
 - h. 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、（ただし、平成31年3月10日以降に發した通知に限り。）
- ③総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合、他の預金に係る最終異動日等

18.（この取引に係る預金の最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前記17.（2）において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

19.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前記(1)の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、前記(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除く。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前記(3)による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

- ②この預金について、前記（3）②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じること
を目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③前記（3）にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取
得する方法によって支払うこと

20.（規定の変更）

- （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、
当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものと
します。
- （2）前記（1）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上